

九州大学情報統括本部規則

平成18年度九大規則第42号
施行：平成19年3月26日
最終改正：令和3年4月27日
(令和3年度九大規則第14号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第15条第3項の規定に基づき、情報統括本部（以下「統括本部」という。）の構成その他必要な事項を定めるものとする。

(統括本部)

第2条 統括本部は、次に掲げる部局等をもって構成する。

- (1) 情報基盤研究開発センター
- (2) サイバーセキュリティセンター
- (3) 情報環境整備推進室
- (4) 情報システム部

2 統括本部に本部長を置き、総長をもって充てる。

3 本部長は、学則第15条第2項の目的として規定する事項を総括する。

4 統括本部に副本部長を置き、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

5 副本部長は本部長を補佐する。

6 統括本部に本部長補佐を置くことができ、本学の職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

7 本部長補佐は、統括本部の業務のうち本部長が指定する業務を処理する。

(運営会議)

第3条 統括本部に、運営会議を置く。

2 運営会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第4条 統括本部の運営に関する事務は、情報システム部情報企画課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、統括本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第16号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第33号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第65号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第52号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第14号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。